



社会保険労務士法人柳澤会計Support Letter

トピックス！ 働き方改革関連法案 2019年4月からいよいよスタート

2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されます。この法律は有給休暇取得日を企業側から指定することを義務付ける内容や、残業時間規制を強化する内容など、従業員を雇用する全ての企業に関係する内容となっています。

特に、有給休暇や残業規制については対応が遅れると、罰則の対象になるばかりか、労使トラブルにまで発展しかねませんので、きちんと対応しなくてはなりません。

▶ 中小企業の定義

① 資本金の額または出資金の総額

小売業	5,000万円以下
サービス業	5,000万円以下
卸売業	1億円以下
それ以外	3億円以下

② 常時使用する労働者数

小売業	50人以下
サービス業	100人以下
卸売業	100人以下
それ以外	300人以下

※個人事業主や医療法人など資本金や出資金の概念がない場合は、労働者数のみで判断

▶ 改正スケジュールの確認

施行内容		一般社員	管理監督者
年次有給休暇の時季指定義務		2019年4月適用	
労働時間の状況の把握義務			
産業医との連携強化			
労働時間の状況の把握義務	大企業	2019年4月	2019年4月適用
	中小企業	2020年4月	

CHECK① 労働時間の状況の把握が義務化



2019年4月より、管理監督者（労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある）にも労働時間を把握することを企業に義務付けます。

管理監督者も含め、すべての労働者の労働時間の状況を、客観的な方法その他適切な方法で把握しなければなりません。労働基準法で定められた労働時間、休憩、休日の制限を受けません。

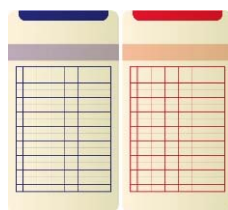
▶ 客観的な方法その他適切な方法で労働時間を把握すること

企業は労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し記録しなければなりません。その確認方法として、使用者自らが労働者の始業・終業時刻を確認する、あるいは、タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し記録することが求められます。

自己申告制の場合は、適正に申告を行うことを労働者に十分説明し、チェックなどを行ってください。

実施にあたって、まずは時間管理のルールを決めましょう。労働時間の記載がない紙の出勤簿に押印をするだけ、社員の作るエクセルシートに丸投げしているなどの場合、実態と合っているでしょうか。

クラウド勤怠管理システムを導入したり、タイムカードに変更してみる、残業は届出制にするなど、労働時間の客観的把握義務への対応は喫緊の取り組みです。



IC
カード



客観的方法とは？

タイムカードやICカード、パソコンのログなどです。



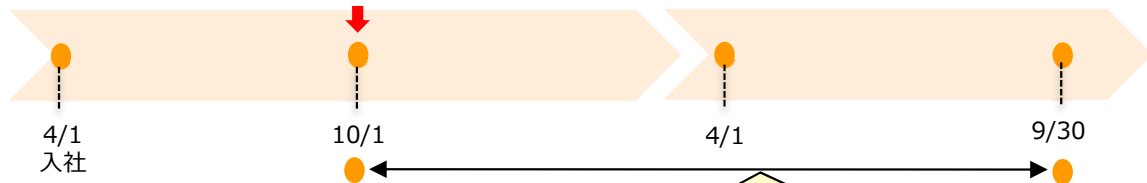
CHECK②

年次有給休暇の年5日の時季指定が義務付け

年次有給休暇が年10日以上付与される労働者に対して、そのうちの**年5日**について、**使用者が時季を指定し取得させる**ことが義務付けられました。

(例) 4/1入社の場合

10日付与 (基準日)



年10日以上年次有給休暇が付与される労働者であれば、パートやアルバイトも時季指定義務の対象です。

10/1~翌9/30までの1年間に5日取得時季を指定しなければなりません。

① 自社の年次有給休暇の付与ルールを確認

労働者ごとに年次有給休暇を付与した日 (基準日) から1年以内に5日間について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。就業規則にしっかりとルールを記載しましょう。

② 年次有給休暇管理簿を作成する (義務化)

年次有給休暇の基準日、与えた日数、取得日、指定した時季を明確にした年次有給休暇管理簿の作成が義務付けられました。3年間保存しなければなりません。

③ 年次有給休暇を取りやすい会社を目指す

労働者が申し出て取得した日数や計画的付与で取得した日数は時季指定の5日から引くことができます。上司から圧力をかけられて取れない、理由をしつこく聞く、査定に響くなどといった対応はできません。

CHECK③

時間外労働の上限規制がスタート! (中小企業は2020年4月~)

- ① 時間外労働の上限は、**原則として月45時間・年360時間**とし、臨時的な特別の事情がなければ超えることはできません。
- ② **臨時的な特別の事情**があれば、労使合意の上
 - ・ **年720時間以内** (休日労働含まず)
 - ・ **複数月平均80時間以内** (休日労働含む)
 - ・ **月100時間未満** (休日労働含む)
- ③ 月45時間を超えることができるのは**年6回まで**



今年のゴールデンウィークは、天皇即位の日 (5月1日) をはさむ、4月30日と5月2日が法律により国民の祝日となるため、10連休となります。行政機関や銀行等がお休みになるため、いろいろと不都合がありそうですが、旅行業界等は特需に沸いているそうです。予約件数は前年同期比3倍を超えており、欧州や豪州等の遠方の海外は売り切れも相次いでいるそうです。我が家は海外旅行とは縁遠く、羨ましい限りです。混雑も苦手ですので、穴場スポットや近場で楽しめるイベント等を探して出かけてみたり、時間に追われ普段できない「ゆっくりとした時間」を自宅で過ごしてみたいと思います。貴重な連休ですので、有意義な休日が過ごせればいいですね。(五味良子)

